

創業資金
を借りたい

新規開業資金 (新企業育成貸付)

対象となる方 (注1)

「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定の要件 (注2) に該当する方 (一定の要件に該当し、事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方も含まれます)。

なお、本資金の貸付金残高が1,000万円以内 (今回のご融資分も含まれます) の方については、本要件を満たすものとします。

(注1) 生活衛生関係の事業を営む方は「生活衛生貸付」、食料品小売業などを営む方は「食品貸付」のご融資対象となり、本資金をご利用いただくことはできません。

(注2) 詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

支援内容

利 率 (年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「基準利率」 ●ただし、以下の要件に該当する方が必要とする資金は「特別利率」 1、地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) 2、Uターン等により地方で新たに事業を始める方「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) 3、産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) 4、地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて新たに事業を始める方「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) 5、外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方「特別利率A」(土地取得資金は基準利率) 6、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権および新株予約権付社債等を含む。)を受けた方「特別利率A」 7、地方創生推進交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方「特別利率B」(土地取得資金は基準利率) 8、技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注3)「特別利率B」(土地取得資金は基準利率) 9、地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方「特別利率C」(土地取得資金は基準利率) <p>(注3) 一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。</p>
ご返済期間	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
ご融資額	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)
担保・保証	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

大津支店 国民生活事業 TEL : 077-524-1656 (130ページ No.33)

彦根支店 国民生活事業 TEL : 0749-24-0201 (130ページ No.34)